

カスタマーハラスメント

相談無料

悩み相談室

お悩み・お困りの方、ご相談ください。

相談受付 <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



受付：24時間、365日
受付後原則3営業日以内に返信します



メール相談

又は



SNS相談



LINE 友だち追加



カスタマーハラスメントとは
顧客等からの著しい迷惑行為のことです



顧客等からの著しい迷惑行為の例

- ①長時間にわたる拘束
- ②頻繁に来店し、その度にクレームを行う
- ③大声での恫喝、罵声、暴言の繰り返し
- ④暴力行為や物の破壊行為
- ⑤脅迫的な言動
- ⑥SNS/インターネット上での誹謗中傷
- ⑦セクシュアルハラスメント
- ☆上司に相談しても対応してくれない

【相談室利用の際の注意点】

- 日本語のみにご対応いたします。
- カスタマーハラスメント悩み相談室は、厚生労働省委託事業であり、ハラスメントに該当するかどうかの判断をすることはできないこととなっております。ご相談なさる方は、その旨ご留意いただきますようお願いいたします。
- 個人情報の取扱いについては、カスタマーハラスメント悩み相談室の「このサイトについて」をご確認願います。